

平成22年 No.24

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

制定理由

学生のサービス拡大のために貸出冊数や開館時間を変更することに伴い、必要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 3月16日 学術情報委員会 審議・承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年 3 月17日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規則第12号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由： 学生のサービス拡大のために貸出冊数や開館時間を変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改

正

〔省略〕

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)12月29日から翌年1月3日まで

(2)附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時 30 分から午後 10 時（授業及び教育実習が行われない期間は、午後5時）まで

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 午前10時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

利用者	図 書		雑 誌	
	冊 数	期 間	冊 数	期 間
本学の役員、職員及び学生	12 冊以内	1 月以内	3 冊以内	1 日以内
その他	6 冊以内	2 週間以内		

〔省略〕

現

行

〔省略〕

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 創立記念日（5月 31 日）

(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(3) 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時 30 分から午後 10 時（授業及び教育実習が行われない期間は、午後5時）まで

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 午前11時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

〔省略〕

別表1（第9条関係）

利用者	図 書		雑 誌	
	冊 数	期 間	冊 数	期 間
本学の役員、職員、大学院生及び本学の元職員	12 冊以内	1 月以内	3 冊以内	1 日以内
上記以外の本学学生	6 冊以内	2 週間以内	3 冊以内	1 日以内
その他	6 冊以内	2 週間以内		

〔省略〕